

別紙2

【開示しないこととした理由】

1 別紙1「1 開示請求に係る保有個人情報の名称等」の1のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書及び同照会に係る回答書面については、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」（以下「訴訟に関する書類」という。）に該当し、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されません。

また、訴訟に関する書類以外の文書に記録された保有個人情報については、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第5号及び第7号に規定する情報を開示することとなるため、法第81条に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。

・法第78条第1項第5号に該当

当該保有個人情報の存否を答えることにより、特定課が特定日に特定の行政機関に行った特定人に対する調査の内容、手法等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者等による証拠隠滅等の敢行を容易にし、又は助長する結果となるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

・法第78条第1項第7号に該当

当該保有個人情報の存否を答えることにより、特定課が特定日に特定の行政機関に行った特定人に対する調査の内容、手法等が明らかになり、その結果、正確な事案の把握を困難にし、違法又は不当な行為を容易にするなど、事実調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

2 別紙1「1 開示請求に係る保有個人情報の名称等」の2及び3については、開示請求者以外の特定人が特定日時に特定警察署において提出したメールに記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第78条第1項第2号及び第7号に規定する情報を開示することとなるため、法第81条に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。

・法第78条第1項第2号に該当

当該保有個人情報の存否を答えることにより、開示請求者以外の個人を識別することができる情報を開示することになるため。

・ 法第78条第1項第7号に該当

当該保有個人情報の存否を答えることにより、開示請求者以外の者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど、正確な事案の把握を困難にし、今後の警察相談をはじめとする各種警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。